

2024年度以降入学生用 常磐大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(図形式)【ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと各授業科目の対応関係】

建学の精神 実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる。

教育理念 自立・創造・真摯

学科の教育研究上の目的 (1)リーガルマインドを基礎とし、正義感を身につけて、主として安全・安心な社会の実現のために活動している諸機関において活躍できる人材を養成する。
(2)多様な法制度を基礎として、更にリーガルマインドの形成に必要な法制度の理解を深め、学んだ知識を実社会において活用できる能力の涵養に向けた教育研究を行う。

教育課程の編成及び実施に関する方針 (教育課程編成・実施の方針、カリキュラム・ポリシー)		授業科目				卒業の認定に関する方針 (卒業認定・学位授与の方針、ディプロマ・ポリシー)	
(1)編成方針 ディプロマ・ポリシーで明示した学修成果を実現するため、法律行政分野、社会安全分野の2つの専門分野で学科専攻科目を編成します。		1年次	2年次	3年次	4年次	1.法律・行政に関する基礎的知識を身につけ、社会の実態を広い視野から理解することができる。(知識・理解) 2.法制度と行政をめぐる様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。(思考・判断) 3.安心・安全な社会の実現に向けて主体的に取り組む姿勢と、多面的総合的に判断する公平性を身につけている。(態度) 4.社会に貢献するための、法的思考能力(リーガルマインド)と政策立案能力を備えている。(技能)	
(2) 実施方針	(1)学部共通科目では、大学で学ぶための基本的な技能と知識を身につけるための教育を行います。	学びの技法Ⅰ・Ⅱ 統計の基礎 情報の処理Ⅰ・Ⅱ 総合政策入門 英語Ⅰ～Ⅳ キャリア形成と大学	英語Ⅴ・Ⅵ				
	(2)学科専攻科目のうち学科基本科目では、法学・公法・私法・刑事法の原論および政治学・行政学・地方自治論の基礎的科目の授業を通じて、法律および行政の学びの考え方や方法を身につけるための教育を行います。また、「基礎ゼミナール」では、グループでの議論・意見交換を通じて、互いに協力して課題解決に取り組む協働力を身につけるための教育を行います。	法律行政学概論 法学原論 憲法Ⅰ 民法Ⅰ 刑法Ⅰ 政治学原論 行政学 自治体経営論 経済学原論 哲学概論 倫理学概論	民法Ⅱ 行政法Ⅰ 民事訴訟法 刑事訴訟法 国際法 政治制度 国際政治 地方自治論 基礎ゼミナール				
	(3)学科専攻科目のうち法律行政分野では、基本法律科目の応用科目と社会の実態に即して法学を体系的・発展的に学修する科目の授業を通じて、社会の問題を解決するための論理的・合理的な考え方を身につけるための教育を行います。また、インターンシップなどを通じて法律および行政に関する実務について学ぶ「法律行政実務演習Ⅰ～Ⅲ」では、プレゼンテーションおよびコミュニケーションスキルを身につけるための教育を行います。		憲法Ⅱ 民法Ⅲ 商法Ⅰ・Ⅱ 労働法 行政法Ⅱ 政策法務論 外国法	民法Ⅳ 国際私法 法制史 法律行政学特論 法律行政実務演習Ⅰ 法律行政実務演習Ⅱ 法律行政実務演習Ⅲ			
	(4)学科専攻科目のうち社会安全分野では、基本法律科目を踏まえ、犯罪情勢や地域の防犯・防災活動など社会安全に関連する幅広い科目の授業を通じて、地域を守るための論理や取組の考え方を身につけるための教育を行います。社会安全政策に係る実務の現場に触れて学ぶ「社会安全政策演習Ⅰ～Ⅲ」では、効果的な社会安全政策の実現に向け提言できるような能力を身につけます。	防災概論(消防と防災)	リスク社会論 刑法Ⅱ 犯罪学 刑事政策 被害者学 警察法 防衛法 少年法	消防の法と理論 消費者法 危機管理政策 社会安全政策演習Ⅰ 社会安全政策演習Ⅱ 社会安全政策演習Ⅲ			
	(5)「ゼミナールⅠ・Ⅱ」では、学生それぞれの関心・問題領域に応じた専門知識を深めるとともに議論・意見交換の仕方を学ぶためグループワークやディスカッションを取り入れた授業を行います。また「卒業論文Ⅰ～Ⅲ」では、大学の学びの集大成として、政策提案のできる研究テーマを設定し、課題の検証、政策立案等の実践的な能力を身につけるための授業を行います。		ゼミナールⅠ	ゼミナールⅡ 卒業論文Ⅰ	卒業論文Ⅱ 卒業論文Ⅲ		

学士の学位授与

常盤大学 総合政策学部 学部共通科目 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラム分類コード	授業科目名	授業の方法	単位数・必修	学年	秋学期	春学期	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連				
											1.広範な教養と知識を身につけ、社会での活用方法を創造することができる。(知識・理解)	2.変化する社会の問題を柔軟な思考で捉え、多面的な視野で判断し、善悪是非、善悪関係に取組み、適切な行動をとることができる。(思考・判断)	3.語分野の協働の中で、自らの役割を認識し、自主的に活動する真摯な姿勢を身につけている。(態度)	4.専門的知識を総合的に応用し、政策の立案・提言により社会に貢献できる実践的な能力を備えている。(技能)	＜SDGsの17のゴールとの関連＞ 概論、SDGsの概念や考え方を学ぶ ①:貧困をなくそう ②:飢餓をゼロに ③:すべての人に健康と福祉を ④:質の高い教育をみんなに ⑤:ジェンダー平等を実現しよう ⑥:安全な水とトイレを世界中に ⑦:エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧:働きがいも、経済成長も ⑨:産業と技術革新の基盤をつくろう ⑩:人や国の不平等をなくそう ⑪:住み続けられるまちづくりを ⑫:つくる責任つかう責任 ⑬:気候変動に具体的な対策を ⑭:海の豊かさを守ろう ⑮:陸の豊かさを守ろう ⑯:平和と公正をすべての人に ⑰:パートナーシップで目標を達成しよう
学部共通科目	MAA-101	総合政策入門	講義	2	1	○			本授業は総合政策に関する基礎的知識の修得を目標とする。総合政策とは、現代社会が直面する問題の発見とその解決を目指す学問体系である。各授業は、総合政策を理解し考える上で必要となる5つの分野(経済、経営、法律、行政、政治)で構成される。	(1)5つの分野(経済、経営、法律、行政、政治)が総合政策を考える上でどのように関わるかを理解することができる。 (2)今後の大学での学びについて、自分が何を学んでいくかを考えることができる。	●	○			概論

【2023年度以前適用カリキュラム】常盤大学 総合政策学部 経営学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学部共通科目	MAA-101	総合政策概論 I	講義	2	1	○			本授業は総合政策に関する基礎的知識の修得を目標とする。総合政策とは、現代社会が直面する問題の発見とその解決を目指す学問体系である。各授業は、総合政策を理解し考える上で必要となる5つの分野(経済、経営、法律、行政、政治)で構成される。	(1)5つの分野(経済、経営、法律、行政、政治)が総合政策を考える上でどのように関わるかを理解することができる。 (2)今後の大学での学びについて、自分が何を学んでいくかを考えることができる。	●	○			概論
学部共通科目	MAA-102	総合政策概論 II	講義	2	1	○			本授業は社会における諸問題について多角的視点で考えられるようになることを目標とする。総合政策とは、現代社会が直面する問題の発見とその解決を目指す学問体系である。各授業は、6つの社会問題について2つの視点から問題解決を考えてゆく。	(1)社会問題について多角的視野で考えることができる。 (2)社会問題について自分なりの解決策を提案できる。	●				③⑧

常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式) [ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について]

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラム分類コード	授業科目名	単位数	必修	履修	単位取得	卒業	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)			
											1	2	3	4
法学専攻科目	LAD-211	基礎ゼミナール	2	2	○				この授業では、全学共通科目の「学びの技法Ⅰ」「学びの技法Ⅱ」での学修をさらに発展させ、グループワークを取り入れた入札、ゼミナールでの学修と並んで、個人による必要不可欠な文章読解力の養成と、プレゼンテーション能力の向上を図ります。 本授業は、教員と学生の双方で展開するラーニングアクティビティを重視した授業です。	(1) 法律行政学科の専攻に関わる平易な論議を、内容を読み取り、まとめることができる。 (2) 自分自身伝えたい内容を他者に伝えるために、適切な資料を作成し、聴衆の前でわかりやすくプレゼンテーションを行うことができる。 (3) 課題遂行のために、グループで他者と議論しつづき協力することができる。	○	●	v	
	LAD-223	憲法Ⅱ	2	2	○			人権保障の仕組みを理解する	本科目は、人権保障について、判例を精読しながら学習する科目であり、人権の分類に従い、各人権規定における権利の保障意義や射程、判例の考え方を身につけるとともに、判例の思考の前提となっている憲法訴訟のあり方について、裁判官・司法官の関わりも理解する。内容は憲法Ⅰと連続しており、公務員試験や法律系の試験で重点的に出題される部分でもある。	(1) 人権保障の歴史的意義とその内容を踏まえて、各人権の保障をめぐる法的問題について重要判例をもとに理解できる。 (2) 人権保障についての基本的理解をもとに、現代社会が抱える新たな人権問題について、法的に考える能力と、とりわけ、憲法尊重擁護義務を負う公務員にも必要な思考を身につけることができる。 (3) ジェンダー平等や国際的人権保障の視点も踏まえた、社会的弱者や被害者に対する現代立憲主義の理念をもとに、多様な価値観を前提とする社会を形成する重要性を理解できる。	●	●	●	●
	LAD-231	民法Ⅲ	2	2	○			私たちの生活を規律する民法について学修する。民法は1050条という膨大な数の条文から成る法典である。民法は①総論、②債権、③債権、④親族、⑤相続の5編で構成される。本講義では、④親族、⑤相続のいわゆる家族法を取り上げて解説する。	(1) 民法の家族法に関する基本的な知識を身につけることができる。 (2) 家族法の知識を用いて、身近な法律問題を解決できる。	●	●	○	○	
	LAD-232	民法Ⅳ	2	3	○			民法Ⅲで修得した総論・物権法、債権法、家族法を統合的に扱い、それぞれの関係について理解を深めながら本講義の目的とする。例えばお金の貸付行為はつきものである、担保物権(物権法)と、保証契約(債権法)といふように、身近な法律問題のなかでも民法各編に跨がる論議を検討することが必要となる場合がある。その上、問題に対応できるため、民法学修の集大成として、ケーススタディや問題演習を交え、実践的な問題解決能力を修得する。	(1) 民法各編の基本部分について十分に理解できる。 (2) 身近な事例を通して、民法の知識をもとに法的問題を解決できる。	◎	●	◎	●	
	LAD-233	商法Ⅰ	2	2	○			商法、とくにここでは会社法の基本原則について学修する。会社法は2005(平成17)年に大規模な改正を受け、従来商法の中に置かれていた会社に関する規定が会社法という独立した法律になった。会社法の中でも特に重要なのは株式会社である。株式の種類について、日本経済新聞の学修記事、日本経済新聞の記事、ニュース映像なども活用しながら多方面から商法・会社法の基本を理解する。	(1) 商法・会社法の全体像が理解できる。 (2) 会社の意義について法的側面から理解できる。 (3) 時事問題の側面から商法・会社法が理解できる。 (4) 各種検定試験に必要な商法・会社法の基本が理解できる。	●			◎	
	LAD-234	商法Ⅱ	2	2	○			商法Ⅰで学修した内容を基本として、ビジネス実務法務検定試験、法検定試験、宅建士試験、行政書士試験、中小企業診断士試験などの各種検定試験、国家試験問題などを活用しながら多方面から商法・会社法の基本を理解し、実践的、応用的な知識を修得する。	(1) 商法・会社法の全体像が理解できる。 (2) 労働法の意義について法的側面から理解できる。 (3) 時事問題の側面から商法・会社法が理解できる。 (4) 各種検定試験に必要な商法・会社法の基本が理解できる。	●			◎	
	LAD-235	労働法	2	2	○			労働法は、個別労働者と使用者との関係を規律する個別的労働法である。雇用関係法、労働組合と使用者あるいは使用者団体との関係を規律する集団的労働法である。労働関係法、失業者等の雇用機会を保障することを目的とした労働市場法である。雇用関係法から構成される。この講義ではその上労働法の基本を学習する。日本経済新聞の記事、ニュース映像、各種検定試験問題なども活用しながら多方面から労働法の基本を理解する。	(1) 労働法の全体像が理解できる。 (2) 労働法の意義について法的側面から理解できる。 (3) 時事問題の側面から労働法が理解できる。 (4) 各種検定試験に必要な労働法の基本が理解できる。	●			◎	
	LAD-224	行政法Ⅱ	2	2	○			行政法の概観、担い手である行政組織、様々な行政行為の形式とそれらの現地の法曹でどのように活用され機能しているかを中心に説明します。 講義の冒頭でその週で起きた行政関係のトピックスを説明し、それに引き続く講義では、基本的な論点を説明した後、受講生に意見を述べてもらったり、全員での課題の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進みます。公務員試験等にも対応できるように演習問題の検討も併せて行います。 行政法Ⅱでは、行政法Ⅰで行政法の基本概念を理解したうえで、行政上の目的の実現方法、実効性の確保、行政手続、国家賠償、行政不服審査、行政裁量権の濫用の防止、この講義では、特に地方自治、自治体、自治体職員に焦点を当てて、法制学や法務実務がどのような場面で行われているのかを学びます。テーマとしては特に政策的な法務として重要な側面を持つ「環境法」(まちづくり/条例論)の運用の観点からのメカニズムとします。 また、自治体職員がどのように法務実務を行っているのか、そのための制度的環境はどのようなものかといった公務員制度的な側面も学びます。 講義の冒頭でその週で起きた行政関係のトピックスを説明し、それに引き続く講義では、基本的な論点を説明した後、受講生に意見を述べてもらったり、全員での課題の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進みます。公務員試験等にも対応できるように演習問題の検討も併せて行います。	(1) 行政法Ⅰに比べ、より専門的な領域に入っていくが、理解することによって行政行為のあり方が自分の知識とつながることが実感できることを目的とします。 (2) 新聞やテレビで触れるような行政の問題について、行政法的な観点から、何が課題になっているのか、どのような状況が考えられるのか、解決方法や対策は何か等について、自分の考え方を論理的に述べることができるようになることを目指します。 (3) 地方自治制度、公務員制度がどのように形作られているのか、そしてそれが現実社会にどのように運用されているのかを、自分の考えで整理・発言できるようにします。 (4) そして、地方自治、特に環境問題に関心をもち、自治体職員など公務員としての役割がどのように行われているのかを理解できるようにします。	◎			●	
	LAD-226	政策法論	2	2	○			自治体と公務員の関係、そして政策チームとしての環境法、まちづくり、条例論を学ぶ	この講義では、特に地方自治、自治体、自治体職員に焦点を当てて、法制学や法務実務がどのような場面で行われているのかを学びます。テーマとしては特に政策的な法務として重要な側面を持つ「環境法」(まちづくり/条例論)の運用の観点からのメカニズムとします。 また、自治体職員がどのように法務実務を行っているのか、そのための制度的環境はどのようなものかといった公務員制度的な側面も学びます。 講義の冒頭でその週で起きた行政関係のトピックスを説明し、それに引き続く講義では、基本的な論点を説明した後、受講生に意見を述べてもらったり、全員での課題の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進みます。公務員試験等にも対応できるように演習問題の検討も併せて行います。	(1) 地方自治制度、公務員制度がどのように形作られているのか、そしてそれが現実社会にどのように運用されているのかを、自分の考えで整理・発言できるようにします。 (2) そして、地方自治、特に環境問題に関心をもち、自治体職員など公務員としての役割がどのように行われているのかを理解できるようにします。	●	◎		○
	LAD-252	国際私法	2	3	○			国際的な取引や環境を越えた婚姻、親子縁組を行う際、どの国の法が適用されるのか、紛争が生じた場合の裁判管轄などについて学修する。 社会の実態に即して、法学を体系的・発展的に学修する科目である。	(1) 取引法、家族法などの分野における涉外事件について、基本的な論点を説明できる。 (2) 取引法、家族法などの法制度をめぐって様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。	●		○		
	LAD-253	外国法	2	2	○			この科目は、特定の国の法制度を学ぶことで、日本と比較し、日本法と外国法の双方の理解を深めることを目的とする。いわゆる「比較法」の授業である。すなわち、世界の法の分類、外国法が学ぶ意義、比較的方法論を解説しつつ、特定の国の法制度、統治制度を概観する。履修者の興味関心に応じて、外書講読の方法を取り入れる場合がある。	(1) 日本法を客観的に理解することができる。 (2) 国際社会で生じる諸問題について、比較法的な視点から自分で考えかつ説明することができる。 (3) 変化する社会の問題を国際法にむかひない柔軟な思考で捉え、諸外国の実践を参考にしつつ多面的な視点で判断し、課題発見、課題解決に取り組む能力を身につけることができる。			○		
	LAD-311	法制史	2	3	○			古代から現代にいたる世界の法の発展を、当時の社会や法文化との関連で考察する。 法文化に関する専門知識を習得するための科目であり、また、社会の実態に即して、体系的・発展的に学修する科目である。	(1) 世界的視野で法そのもの及び日本の法を客観的に理解することができる。 (2) 変化する社会の問題を柔軟な思考で捉え、多面的な視野で判断し、課題発見、課題解決に取り組むことができる。 (3) 法制度と行政をめぐって様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。	●	○	○		
	LAD-113	法律行政学特論	2	1				法律行政学専攻科目で学修してきたことを前提に、基礎知識を踏まえたうえで応用を身につけることを本講義の狙いとする。最先端の事例を引用しながら高度な専門知識を研究、実務の両面から理解することを目標として、さまざまな事例を取り上げることにより、より具体的・個別的に専門性を身につけていく。	(1) 学修専攻科目で学んだことを前提として、その応用を理解できる。 (2) 最先端の事例に触れることで、新しい学問による対応方法を身につけることができる。 (3) 法律行政学に関する様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。	●	○	○	○	
LAD-312	法律行政実務演習Ⅰ	2	3	○			選択必修の演習科目である。法律行政に関する教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力に関連する演習科目として、法律行政分野における応用能力を獲得することをこの科目の目的とする。 演習Ⅰでは専門知識を前提としたプレゼンテーションを実践し、アクティブラーニングによる学修の基本を身につける。	(1) 1・2年次の諸科目における学修内容と、「法律・行政」への理解と結びつけて理解できる。 (2) 法律・行政に関する様々な現代的問題について、論理的思考に基づき、適切な対応を提案することができる。		○		●		

常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラム分類コード	授業科目名	単位数	必修	選択	履修条件	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)			
										DP1	DP2	DP3	DP4
関連科目	LAD-315	社会安全政策演習Ⅰ	2	★	3		社会安全政策に関する基礎知識の修得	この授業は、個人情報保護法、国際人権法、地域社会レベルでの犯罪予防などの社会安全政策に関する諸問題について受講生自身が考察・提言する前段階として、社会安全関連の学問研究及びこれに基づく実践の現状を限定し、正しく理解することを目的としたものである。具体的には、受講生を3グループに分け教員3名が各回を担当するミニコン形式で授業を実施する。	(1) 受講生が、社会安全政策に関する基礎知識及び調査法を身につけ、論理的思考力が出発点となること。 (2) 受講生が、マスコム等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察でき、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3) 受講生が、現代における社会安全政策に関する諸問題について認識し、安全・安心な社会の実現に向けて主体的に取組むための基礎を身につけるようになること。	●	●	●	◎
	LAD-316	社会安全政策演習Ⅱ	2	★	3		社会安全政策の現場の理解	この授業は、社会安全政策に係る現場を知ることを目的として、刑事施設、保護観察所(就業支援センター)、消防庁各センター、警察本部、自衛隊基地と訪問することを内容としたものである。この授業は1日5コマの3日間で開催される。	(1) 受講生が、社会安全政策の現場の状況に係る基礎知識を身につけ、論理的思考力が出発点となること。 (2) 受講生が、マスコム等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察でき、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3) 受講生が、社会安全政策の現場が抱えている問題について、どのように認識していくべきか自分自身で考え、安全・安心な社会の実現に向けて主体的に取り組むことができるようになること。	●	●	●	◎
	LAD-317	社会安全政策演習Ⅲ	2	★	3		社会安全政策の実践のための考察と提言	この授業は、社会安全政策演習Ⅰ及びⅡを受講した上で、どのようにすれば効果的な社会安全政策を実現できるかについて受講生自身が考察・提言することに重点を置くものであり、より応用的な授業展開となる。具体的には社会安全政策Ⅰと同様に、受講生をグループに分け、教員による巡回するミニコン形式による授業を実施する。	(1) 受講生が、効果的な社会安全政策の実現のための方策についてエビデンスに基づき考察し、論理的思考力が出発点となること。 (2) 受講生が、マスコム等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察でき、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3) 受講生が、自分が効果的に考え社会安全政策の実現のための方策について、エビデンスに基づき提言でき、安全・安心な社会の実現に向けて主体的に取り組む、併せて多面的・総合的に判断することができるようになること。	●	●	●	◎
	LAD-181	経済学原論	2	1	2	C		経済学は、私たちが暮らす社会の動きや仕組みを明らかにしようとする学問です。例えば、「先月の全国消費者物価上昇率は0.5%でした。」というニュースが流れます。消費者物価とは何でしょうか。消費者物価が上がると私たちの生活にどのような影響を与え、私たちはどのような行動をとるのでしょうか。こうした疑問を解決するために、経済学はより深く考察することができるようになります。本講義では、実社会を見る視点・知識を養うために知っておくべき基礎的な知識と手法(ミクロ経済学とマクロ経済学)を学びます。	(1) 最新の政府統計等のデータを見て、現在の社会情勢や変化について捉え、経済学の観点から現実の社会的現象を論じることができるようになること。 (2) 経済理論と政府統計等のデータを応用し、政策の立案・提言ができるようになること。	●	●	●	●
	LAD-182	哲学概論	2	1	2	C		ヨーロッパと東洋(中国)の古今の哲学・思想について概説する。自分たちが常識だと思っていることを疑ってみることによって、現在の我々のものの見方、考え方の根拠に哲学がどのように関わっているのかを明らかにする。そして、現代の哲学と中国を中心とした東洋思想を軸として講義をし、哲学についての知識を深め、現代の哲学について考察していく。	(1) 東洋と西洋の哲学・思想の概要を説明できる。学問および社会の根拠には哲学があることを認識できる。 (2) 授業を成立させるための要件(学習課題、板書、発問等)を理解し、基礎的な技能をもって指導することができる。 (3) 教員に関する専門的知識を有し、教材の内容を分析・解釈し、適切な授業準備をすることができる。	●	●	●	○
	LAD-183	倫理学概論	2	1	2	C		現在、国際化が進んでいるが、自分や自分を取りまく日本人の動機や倫理観を知ることは、忘れてはならない。それは、日本の歴史の中で、日本古来の思想、仏教思想、儒教思想、アメリカの民主主義など、多くの思想の影響を受けて形成されてきたと考えられる。本講義では、まずは日本人の倫理思想を形成してきた儒教思想及び仏教思想を検討し、さらにキリスト教を基本とする西洋の倫理思想を考察することによって、現代日本の倫理思想についての考えを深め、現代社会に生きる人間として不可欠な素養を身に付けることとする。	(1) 現代日本人の倫理観を形成している様々な倫理思想を知り、自分や他人の行動を客観的に考えることができるようになる。 (2) 授業を成立させるための要件(学習課題、板書、発問等)を理解し、基礎的な技能をもって指導することができる。 (3) 教員に関する専門的知識を有し、教材の内容を分析・解釈し、適切な授業準備をすることができる。	●	●	●	○
卒業研究	THS-201	ゼミナールⅠ	2	2	2	C		ゼミナールⅠは、法律行政学科のカリキュラムポリシーに基づいて展開してきたこれまでの学修を踏まえ、自身の問題関心領域を見極め認識するための学修として位置づけられる。そのためのグループワークや専門文献の著作をサーベイする取組を取り入れる。	(1) 「学びの技法」「学びの技法II」や「基礎ゼミナール」などで培った基本的なアカデミックスキルの実践ができる。〔行動〕 (2) グループワークやディスカッション等、他者とのコミュニケーションを通じて、他者と協働・協働して学ぶことで、グループに貢献することの意義を学ぶことができる。〔知識〕 (3) ゼミで扱う専門領域についての理解を深め、自分の言葉で概説できる。〔知識〕	●	○	○	○
	THS-202	ゼミナールⅡ	2	3	3	C		ゼミナールⅡは、法律行政学科のカリキュラムポリシーに基づいて展開してきたこれまでの学修及びゼミナールⅠの学修を踏まえ、自身の問題関心領域をさらに探求し、他のゼミ生とそれぞれの専攻分野を異にし、自身の専攻分野のあり方を論理的・合理的に説明する機会を取り入れる。	(1) 「ゼミナールⅠ」に引き続き基本的なアカデミックスキルの実践が維持でき〔行動〕、さらに、専門領域によって慣行が異なることへの理解でき〔知識〕 (2) グループワークやディスカッション等、他者とのコミュニケーションを通じて、グループの活動に貢献することができる。〔行動〕 (3) 社会の出来事(法律、行政、政治、経済などの動向)に対して、ゼミで扱う専門領域の複雑な概念を自分の問題意識を持ち、その上で、課題発見ができる。〔行動〕	●	◎	◎	◎
	THS-301	卒業論文Ⅰ	2	3	3	C		卒業論文Ⅰは、ゼミナールⅠを通じて展開してきたこれまでの学修を踏まえ、自身の問題関心に関する社会的状況、制度的な背景を整理し、その中で自分自身のような事例を打ち出せるのかをまとめる作業に入っていく。	(1) 卒業論文作成に向けて必要な基本的なことが理解できる。〔知識・態度〕 (2) 卒業論文作成に向けて必要な文章の生成ができる。〔行動〕 (3) プレゼンテーションなどの発信やグループワークなどの協働作業の機会において、自己の意見を他学生にわかりやすく発信することができるように、他学生や教員とのディスカッションにおいて、他者の意見を傾聴し理解することができる。〔行動〕	◎	◎	◎	◎
	THS-302	卒業論文Ⅱ	2	4	4	C		卒業論文Ⅱは、卒業論文Ⅰで深めた自分の問題関心領域に関する知見をまとめることと、それがどのような社会的・学術的な意義を有するのかを理解する作業を行う。	(1) 卒業論文作成に向けて必要な基本的なことが理解できる。〔知識・態度〕 (2) 卒業論文作成に向けて必要な文章の生成ができる。〔行動〕 (3) プレゼンテーションなどの発信やグループワークなどの協働作業の機会において、自己の意見を他学生にわかりやすく発信することができるように、他学生や教員とのディスカッションにおいて、他者の意見を傾聴し理解することができる。〔行動〕	○	◎	◎	◎
	THS-303	卒業論文Ⅲ	2	4	4	C		卒業論文Ⅲは、卒業論文Ⅱで取り組んだ、自身のテーマの意義、意義を体系的にまとめ発表を行う。これを踏まえて、学びの集大成としての卒業論文の完成を目的とする。	(1) 学部学科の学びを反映する成果物としての卒業論文が作成できる。 (2) 計画的に卒業論文に取り組むことができる。	○	◎	◎	◎

【2020年度以前適用カリキュラム】 常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

LAD-235	経済法	2	2	2	C		本講義においては、社会人として必要とされる経済法(独占禁止法、下請法)に関する知識を学ぶ。履修方法はGoogle Classroomにて毎回出される課題に取組み、期限までに提出することで出席とする。学生への連絡はGoogle Classroomにおいて行い、質問や相談への対応はメールのやり取りで行う。	(1) 本講義においては経済法の基礎的な概念と、その背後にある経済活動における競争の原理について学ぶことにより、企業社会の実態を広い視野から理解できるようになり、また法的思考能力(リーガルマインド)を備えることができるようになる。	◎	○	○	○	●
LAD-223	地方自治法	2	2	2	C		地方自治制度の基本概念を説明するとともに、受講生の関心の所在を考慮しながら、地方自治の時事問題についても数多く解説していく。講義の冒頭にその週で起きた地方自治・行政関係のイベントを説明し、それに引き続き講義では、基本的な論点を説明した後に、受講生に意見を述べてもらった。グループでの最終レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進行していく。	(1) 我が国の行政の根幹をなす自治体と市民生活の基礎となる地方自治の法制度とその機能の実態の現場を知るうえで、問題を整理し、理想とする現況を追求することをめざす。 (2) 地方自治の現場で何が起きている、その法律問題はどのように解決できるのかという実践的な観点から考察し、地方自治に関与する自分の考えや多角的な議論や提言ができるようになることを目指すこととする。	●	◎	○	○	●

常盤大学 総合政策学部 法律行政学科 履修系統図(表形式)【ディプロマ・ポリシーと各授業科目の対応関係について】

学修の到達目標とディプロマ・ポリシーの関連(学修成果のために、●=特に強く求められる事項、◎=強く求められる事項、○=望ましい事項)

授業科目の区分	カリキュラム分類コード	授業科目名	単位数	必修	選択	科目名	サブタイトル/テーマ	授業科目の主題 (授業科目の中心となる題目・問題・テーマ等)	学生の学修目標 (到達目標)	1.法・行政に関する基礎的知識を身に付け、社会実務を担う能力を身に付けること(知・理解)	2.法・行政に関する基礎的知識を身に付け、社会実務を担う能力を身に付けること(知・理解)	3.法・行政に関する基礎的知識を身に付け、社会実務を担う能力を身に付けること(知・理解)	4.社会に貢献するための法的思考力・リーダーシップを身に付けること(態度)	<SDGsの17のゴールとの関連> 概論:SDGsの概念や考え方を学ぶ ①:貧困をなくそう ②:飢餓をゼロに ③:すべての人に健康と福祉を ④:質の高い教育をみんなに ⑤:ジェンダー平等を実現しよう ⑥:安全な水とトイレを世界中に ⑦:エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧:働きがいも経済成長も ⑨:産業と技術革新の基盤をつくろう ⑩:人や国の不平等をなくそう ⑪:住み続けられるまちづくりを ⑫:つくる責任つかう責任 ⑬:気候変動に具体的な対策を ⑭:海の豊かさを守ろう ⑮:陸の豊かさを守ろう ⑯:平和と公正をすべての人に ⑰:パートナーシップで目標を達成しよう
	LAD-226	環境法	2	2	2	必修	自治体と公務員、そして環境法、まちづくり、条例論を学ぶ	この講義では、特に地方自治、自治体、自治体職員に焦点を当て、法制度や法運用がどのような局面で行われているのかを学ぶ。テーマとしては特に政策的な法務として重要な側面を持つ「環境法」「まちづくり」(条例論)の運用の観点からその内容を学ぶ。また、自治体職員がどのような法務業務を行っているのか、そのための制度的環境はどのようなものになっているのかといった公務員制度的な側面も学ぶこととする。講義の冒頭でその場で起きた行政関係のトピックスを説明し、それらに引き続く講義では、基本的な論点を説明した後、受講生に意見を述べてもらい、全員での議論の議論、検討、レポートの発表会などを取り入れた受講生参加型の形で進めます。公務員試験等にも対応できるように演習問題の検討も併せて行うものとする。	(1) 地方自治制度、公務員制度がどのように形作られているのか、そしてそれが現実などのように適用されているのかを、自分の考えで整理・発言できるようにする。 (2) 地方自治、特に環境法に関心をもち、自治体職員など公共の職務がどのように行われているのかに深い理解を持つようにする。	◎	○	○	●	
	LAD-225	租税法	2	2	2	必修	租税法の基礎と実務	租税法の根拠にある考え方及び立憲趣旨を理解することにより、解釈に改定される租税法に対して適切に対応することのできる能力を養うことを目的とする授業です。この授業では租税法の概論からスタートし、所得税、法人税、消費税、相続税、国際租税を中心に学びます。税と生活から税の観点から見ることで、実生活の中で、税金の使用方法や徴収方法について考える興味・関心となる授業です。使用する教材は、実際の裁判例をベースとして、租税法の解釈の考え方を展開している。また、租税法の考え方と直結するとともに、現時点の問題点も明らかにする点で、有用な知識を体得することを目標とします。	(1) 授業で学んだことを実生活に役立て、税法改正によって国民がどのような方向を目指しているのか、また、自分自身や家族への影響はどのようなものになるのかを適切に見極めることができるようになることを目的とします。 (2) 租税法を学習し、税に関する現況と問題点を理解することで、日本が目指すべき方向性を税の観点から説明することができるようにすることを目的とします。 (3) 租税法に関しては、今後の人生において直面する問題の中で、租税法の正しい知識・理解を深め、問題点を把握することにより、問題解決を行うことのできる知識の修得を目標とします。	●	●	○	●	
	LAD-312	法学演習 I	1	3	3	必修	卒業要件に含まれる選択必修の演習科目である。教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力に関する演習科目として、法律・行政分野における応用力を獲得することが重要である。	(1) 1・2年次の演習科目における学修内容と、「法律・行政」への理解を結びつけることを目標とする。 (2) 法律・行政に関する様々な現代の問題について、論理的思考に基づき適切な対応を提案できることを目標とし、法学演習 II (インターン)への準備を完了する。	●	●	●	●		
	LAD-313	法学演習 II	1	3	3	必修	卒業要件に含まれる選択必修の演習科目である。教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力に関する演習科目として、法律・行政分野における応用力を獲得することが重要である。	(1) 「法学演習 I」などでの学修内容を、インターンにおいて有効に活用することができる。 (2) 特に、現実と起きている問題を十分に認識して、論理的思考に基づき適切な対応を提案できることを目標とする。	●	●	●	●		
	LAD-314	法学演習 III	1	3	3	必修	卒業要件に含まれる選択必修の演習科目である。教養・知識の獲得、問題解決能力、法的・論理的思考力に関する演習科目として、法律・行政分野における応用力を獲得することが重要である。	(1) 法学演習 I・IIでの学修内容と、「法律・行政」への理解を結びつけることを目標とする。 (2) 法学演習 I・IIでの学修成果をふまえて、法律・行政に関する様々な現代の問題について、論理的思考に基づき適切な対応を提案できることを目標とし、「実践のための考察・提言」に昇華する。	●	●	●	●		
	LAD-271	社会安全政策	2	2	2	必修	犯罪や日常生活に潜む様々な危険から自身を守るには、どうすれば良いかということは、現在、私たちの大きな関心事となっている。また、「リスク社会」といって言葉に象徴されるように、現代社会では、各自が自己責任のと、様々な危険性に対処することが求められるようになってきている。本講義では、犯罪や日常生活における様々な危険・リスクに関するテーマを取り上げ、それらにどう向き合っていくべきか、考察を行うこととする。また、その中で、安全を確保する基盤たる地域社会のあり方についても、構築していきたい。	(1) 受講生が、社会安全政策の基礎を身に付け、論理的思考力が出るようになること。 (2) 受講生が、マスメディア等で報道されている事件等について社会安全政策の観点から考察できると、社会の実態を広い視野から理解することができるようになること。 (3) 受講生が、安心安全な社会の実現に向けて主体的に取り組むことが出来るようになること。	●	●	●	◎		
	LAD-371	消防法	2	3	3	必修	本講義では、地域社会の安全・安心を確保する上で必須の消防法、消防組織、消防関係法令等を学び、消防機関が行う予防行政について、その制度と果たしている役割を把握するために、自治体消防現場の責任者の講義、現地視察等を取り入れるとともに、消防安全等を含めた消防関係法令等を体系的に講義し、将来の消防組織の担い手を担う学生や地域の安全体制に関心を有する学生がその職業的役割や重要性等を十分に理解できるように授業を展開していく。なお、本講義は、空間市、水戸市との地域連携協定に基づく講義であり、外部講師による講義、関連施設の視察・見学を科目の中心に置き、事前事後の課題解決型の講義(ワーク・ディプロマ)を通じてより具体的な内容の理解に努める。	(1) 消防に関する法と制度について理解できる。 (2) 自治体消防現場の責任者の講義、現地視察等を通じて、消防機関が果たしている役割を把握し、その制度と果たしている役割を理解するとともに消防関係法令等を体系的に把握することができることを目標とする。	○	◎	◎	●		
	LAD-276	危機への対処 (リスクマネジメント) I	2	2	2	必修	1995年1月に発生した阪神・淡路大震災以降、「危機管理」という言葉が行政組織の中心となり、様々な場面で用いられるようになってきた。この授業では、近年の危機管理における議論に基づき、当該分野の基礎的な知識を習得するとともに、自ら危機に臨むための知識や技術を身につける。社会安全に関する幅広い技能を習得する。	(1) 「危機」に対処するための技能の養成がこの授業のテーマであり、危機及び危機管理に関する基礎的な知識を身につけることができる。 (2) 災害シミュレーション等を通じ危機に対応するための能力を習得することができる。 (3) 地域防災に主体的に参画する能力を身につけることができる。安心・安全に関する学習への主体的に取り組む。	◎	◎	◎	◎		
	LAD-372	危機への対処 (リスクマネジメント) II	2	2	2	必修	本授業では、危機管理における政治的側面に注目をし、講義を進める。危機への対応においては、様々な関係者が関与する。そこで、時と場合に応じて役割の相違が生じ、また政治的な「解釈」をめぐる様々な反応も生じる。そのような課題をいかに克服しながら、危機への効果的な対応を行うのかについて、考えて行きたい。	(1) 危機への対応 Iと同様に、「危機」に対処するための技能の養成がこの授業のテーマであり、危機及び危機管理に関する基礎的な知識を身につけることができる。 (2) ロールプレイ等を通じ危機に対応するための能力を習得することができる。 (3) 地域防災に主体的に参画する能力を身につけることができる。	◎	◎	◎	◎		
	LAD-277	災害救援 (ボランティア論を含む)	2	2	2	必修	東日本大震災をはじめ、災害の多発する国・地域に暮らしながら、災害が起きた際の支援、助け合いは、ますます重要なものになってきている。本講義では、災害についての基礎的な理解を踏まえた上で、災害時における支援、助け合いのあり方について、様々な観点から考察し、これから求められる災害救援、ボランティアのあり方について模索して行きたいと思えます。	(1) 災害、防災、災害救援、ボランティアなどについて理解することができる。 (2) ワーク・ディプロマの手法を用い、災害救援、ボランティアに関する具体的なテーマについて考察、提案することができる。	◎	◎	◎	●		
	LAD-172	救急法の理論と実践	2	1	1	必修	救急法とは、病気やケガおよび災害等から自分自身を守り、傷病者を正しく救助し、医師や救急隊員に引き継ぐまでの急手間の基本となるものである。本科目では、救急法に関する基礎的知識を学ぶとともに、心停止・S-COVID-19・自然災害・事故・病気等のあらゆる場面を想定し、その対応の基本を学び、対人援助・命の大切さ・助け合いの精神についても概説する。	(1) 救急法に関する身体仕組み(人体の構造と機能)の知識を習得できる。 (2) 救急法に関する基礎的知識を習得できる。 (3) 小児、成人における心肺蘇生や外傷の応急処置等に関する基本技術を身に付けることができる。 (4) 救命救急の場面に遭遇した時に自らの役割を認識し、主体的に活動できる。	◎	◎	◎	○		